



鳥取労働局発表
令和2年10月1日（木）

担
当

鳥取労働局労働基準部賃金室
室長 久保田剛
室長補佐 西村 巧
電話 0857-29-1705

鳥取県最低賃金 「時間額 792円」 10月2日（金）改正

～雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。～

鳥取県最低賃金が、令和2年10月2日（金）から、「時間額 792円」に改正されます。

今年度の改正は、現行の「時間額 790円」を2円引き上げるものです。

※ 鳥取県最低賃金は、年齢やパート、学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、鳥取県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

【鳥取県最低賃金改正の周知等について】

- 1 鳥取労働局では、最低賃金の改正について、県・市町村、事業者団体等にポスターの掲示や広報誌への記事掲載を依頼、金融機関等にポスター掲示の依頼を行うほか、各種説明会、会議等においてリーフレットを配布するなど、積極的に周知を行います。（別添1）
- 2 上記の周知に併せて、最低賃金の引上げに係る中小企業・小規模事業者に対する支援策である「業務改善助成金」（別添2）等の周知を行います。

守ってね！最低賃金。

パート、アルバイトの方、学生さんも
すべてのひとに適用されます。
自分の最低賃金、ちゃんと調べようね。

鳥取県 最低賃金

792 円



令和2年
10月2日から
[時間額]

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

WEBで確認！

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金制度

検索



最低賃金に関するお問い合わせは

鳥取労働局または最寄りの労働基準監督署へ

鳥取労働局ホームページアドレス

<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>

最低賃金制度って何？

働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されるんです。



確認の方法は？

(※1)
確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

時間給	≧	最低賃金額（時間額）
円		円

2 日給の場合

日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額（時間額）
円		時間		円		円

3 月給の場合

月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額（時間額）
円		時間		円		円

4 上記1,2,3が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょ！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金の引上げを支援します。

最大450万円を助成

業務改善
助成金

「業務改善助成金」は、生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索

賃金引上げを
支援する助成金を
積極的に
利用しましょう。



専門家による無料相談を
実施しています。

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り
組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(R2.9)

「業務改善助成金」のご案内

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

○活用事例はHPをご覧ください！

生産性向上の事例集 厚生労働省 検索

概要

※申請期限：令和3年1月29日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
25円コース	25円以上	1人	25万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4 / 5 (※2) 生産性要件を満たした場合は 9 / 10 (※1)
		2～3人	40万円		
		4～6人	60万円		
		7人以上	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		【事業場内最低賃金850円未満】 4 / 5 (※2) 生産性要件を満たした場合は 9 / 10 (※1)
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		【事業場内最低賃金850円以上】 3 / 4 生産性要件を満たした場合は 4 / 5 (※1)
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		【事業場内最低賃金850円以上】 3 / 4 生産性要件を満たした場合は 4 / 5 (※1)
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※2) 対象は、地域別最低賃金850円未満の地域のうち事業場内最低賃金が850円未満の事業場です。（令和2年4月13日現在）青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の32県。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

労働局に
事業実施結果
を報告

審査

支給

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

お問い合わせ先

- ◆ 全国47都道府県にある「働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆ 「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。



申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。
【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



～・業務改善助成金の活用事例～

業務改善

事例 1 新型電子ミシンの導入による縫製作業の向上・縫製パターンの多様化

【所在地】岩手県 【従業員数】29人
【事業内容】繊維製品製造業
【課題と対応】生産の効率化や品質の向上、働きやすさの向上などを図るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

縫製パターンが少なく、また作業工程が細かくて業務の効率化ができない状況でした。そこで、助成金を活用して新型電子ミシンを導入しました。

縫製作業の作業効率を上げたい



1日あたりの生産量が4割増大

＜独自の工夫＞
トイレや休憩等の社内環境の整備や社内イベントを実施することで、働く従業員のモチベーションを向上させることに注力している。

実施内容 新型電子ミシンを導入することで、生産量が4割増大した。また、最大100種類までミシン内に縫製パターンを覚え込ませることが可能となり、縫製パターンが多様化した。

成果 縫製作業量の増加により生産性が向上し、2人の従業員の時賃給（事業場内最低賃金）を31円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引き上げを実施した。

業務改善

事例 2 リフト付き福祉車両の導入による送迎作業の時間短縮・人員配置の効率化

【所在地】茨城県 【従業員数】9人
【事業内容】放課後デイサービス
【課題と対応】車いすを利用する利用者の送迎時間・送迎人員を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

利用者の送迎時に車いすの積降を行う際、複数の従業員が必要になっている状況でした。そこで、助成金を活用してリフト付き福祉車両を導入しました。

送迎作業にかかる時間を短縮することで、利用者サービスを向上したい



5分～10分の乗降時間短縮と人員効率化

＜独自の工夫＞
風通しのいい職場環境を作るとともに、日報等の報告書の作成時間の効率化を図るため、仕事の見える化を進めている。

実施内容 利用者車いすに乗せたまま車内に固定することで、付き添いが1人不要となった。今までにできない業務を行っていた職員を施設内の業務に配置できるようになった。

成果 送迎にかかる時間と人員の効率化によって生産性が向上し、2人の従業員の時賃給（事業場内最低賃金）を50円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引き上げを実施した。